

「トイレに流さないでください」としているウェットティッシュへの「トイレに流さないでくださいマーク」表示に関する実施規則

作成：令和4年9月9日

(一社) 日本衛生材料工業連合会
日本清浄紙綿類工業会

目次

序文.....	2
1. 目的	2
2. 適用製品.....	2
3. トイレに流さないでくださいマークの実施規則.....	2

序文

近年、消費者ニーズの多様化に伴い、「トイレに流せる」と標榜するウエットワイパー類は日常生活で広く使用されるようになってきている。そこで、日本清浄紙綿類工業会（以下、日清工という）では、消費者がトイレに流せると標榜するウエットワイパー類をより安心して使用できるよう、「トイレに流せると標榜する不織布製品の自主基準」を新たに制定した。

しかし、消費者に適切な廃棄を促すためには、この自主基準だけでは不十分であり、「トイレに流せない商品」の表示について、「トイレに流さないでくださいマークの実施規則（以下、本規則という）」を定めた。

よって本規則は、日清工が定める「ウエットワイパー類の自主基準」が対象とするウエットワイパー類のほか、乳幼児おしりふき等の基布含浸型化粧品にも適用される。

なお、おしりふき以外のウエットワイパー類については「ウエットワイパー類の表示・広告自主基準」が適用される。

1. 目的

「トイレに流せない商品」が誤ってトイレに廃棄されることがないように消費者の適正な使用を促すことを目的とする。

2. 適用製品

日衛連自主基準に従い、各社がトイレに流せないと判断した「トイレに流せない商品」のうち

- 1) おしりふき（化粧品、雑貨品を含む）については、本規則が適用される。
- 2) おしりふき以外のウエットティッシュについては、「ウエットティッシュの表示・広告自主基準」または「基布含浸型化粧品のガイドライン」が適用され、本規則は推奨される。
- 3) 紙おしぼりについては、「紙おしぼり・おてふきの表示・広告自主基準」が適用され、本基準の対象外とする。（任意で表示することは可）
- 4) 清浄綿については、本基準の対象外とする。（任意で表示することは可）

3. トイレに流さないでくださいマークの実施規則

（一社）日本衛生材料工業連合会及び日本清浄紙綿類工業会が扱うウエットティッシュにおいて「トイレに流さないでくださいマーク」を表示する実施規則を下記に記します。

【基本方針】

- 1) 日衛連自主基準に従い、各社がトイレに流すことができないと判断した「トイレ流してはいけない商品」は下記の区分によりマーク表示を適用する。
 - (1)「トイレに流さないでくださいマーク」表示を必須とする商品
「おしりふき」を用途とした「トイレに流せない商品」は下記の規則に従ってマークを表示する。
 - (2)上記(1)以外の、「トイレに流せない商品」として販売しているウェットティッシュは、マークを表示することを推奨する。
 - (3)紙おしぼり、清浄綿は本規則の対象外とする。
任意で表示することは妨げない。
- 2) 適用対象：本規則は、消費者が購入時に確認できる最外装包装に適用する。

【トイレに流さないでくださいマークの実施規則】

店頭で消費者が購入する時に容易に判断ができるよう色、サイズ、場所などを以下に定める。

前提：「トイレに流さないでくださいマーク」のロゴセットのデザイン、書体は、加工、変更できません。

1. 色：

- (1)マークは、高い視認性が得られるよう、背景とのコントラストが十分に高くなければならない。（明るい背景に濃いシンボルなど）
- (2)特に色は定めない。
- (3)容器に表示されたマークは、視覚的にしっかりとインパクトを与えるよう配置する必要がある。

2. サイズ:

表示する「トイレに流さないでください」マークの大きさを決定する表示面積とは「4. 表示場所」に規定する表示面、またパッケージのもっとも広い面の面積とする。

- a. 表示面積 32cm²未満の小型のパッケージの場合、直径 6.35mm より大きいものとします。
- b. 表示面積 32cm²以上、161cm²未満の表示面を持つ「販売するパッケージ」や「消費者が使用する状態でのパッケージ」では、直径10mm以上とします。
- c. 161cm²以上、290cm²未満の表示面を持つ「販売するパッケージ」や「消費者が使用する状態でのパッケージ」では、直径15mm以上とします。
- d. 290cm²以上、484cm²未満の表示面を持つ「販売するパッケージ」や「消費者が使用する状態でのパッケージ」では、直径19mm以上とします。
- e. 484cm²以上の表示面を持つ「販売するパッケージ」や「消費者が使用する状態でのパッケージ」では、直径25mm以上とします。

3. 説明文の表示

- a. 表示の基本: 絵表示と文字表示「トイレに流さないでください」は、セットとする。
なおロゴセットは2種類あります。
- b. 表示面積 32cm²未満の小型のパッケージの場合、文字表示とセットでは文字が識別困難な場合に限り絵表示のみでも可能とする。

4. 表示場所: マークは複数表示可能です: 下記の説明と図を参照のこと。

- a. 目立ち、取り外せないように貼付あるいは印刷され、ウエットティッシュの購入時にしっかりと視界に入るように配置するものとする。
プラスチック容器などシュリンクフィルムに印刷している場合はシュリンクフィルムに表示する事も可能とする。
- b. 3個パックなどの複数入り大袋商品は、店頭で表側として見える部分を表示場所とする。
また中の個包装の絵表示が見える透明の大袋の場合は、中の個包装表示でも可とする。

- c. パッケージデザインのシールや折り目で隠れたり、他のパッケージデザイン要素で隠れたりしないものとする。
- d. 用途を「おしりふき」とした「トイレに流せない商品」では、このマークを販売しているパッケージの前面または上面に配置することを強く推奨し、消費者はパッケージにふれなくてもこのマークが見えるものとする。

5. 表示に対応する期間：

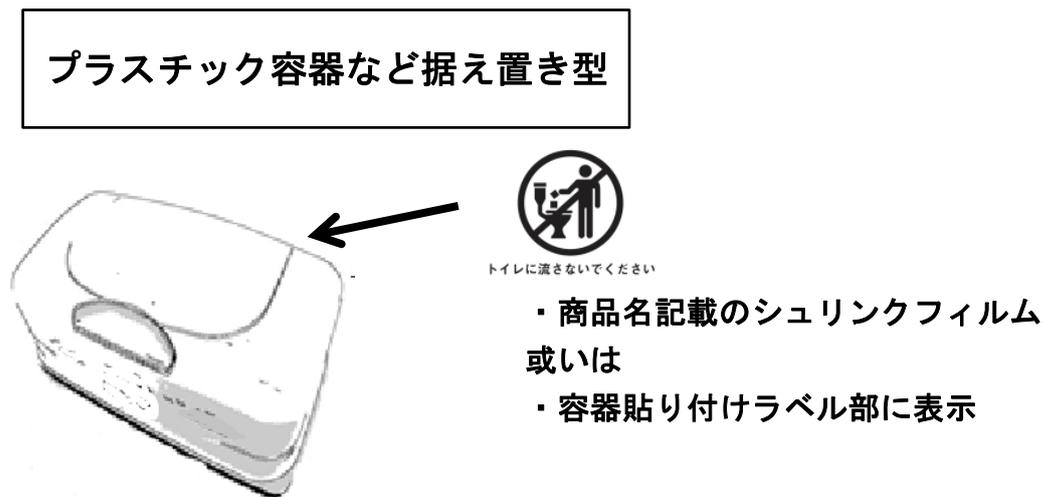
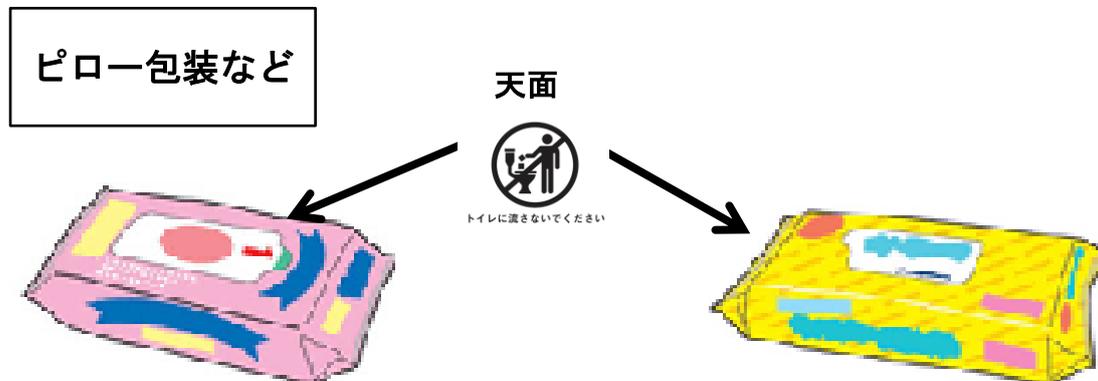
本実施規則の適用日から 18 カ月以降に製造開始された用途を「おしりふき」とした「トイレに流せない商品」は、本実施規則に従ってマーク表示されていること。

付則 平成30年7月20日 制定
平成30年7月27日 一部改正
令和4年9月9日 一部改正

次ページ 【表示参考例】 を参照してください。

【表示参考例】

- ・ピロー包装、据え置き型容器など個包装は天面にマークを表示する。
- ・フラップラベルへのマーク表示も可とするが使用中にラベルがなくなならないこと。
- ・3個パックなどのパック商品の場合は外装の正面または天面にもマークを表示する。
なお外装の外から個包装のマークが見えるものは可とする。
- ・プラ容器は店頭パッケージの天面または正面にマークを表示する。
- ・これとは別に使用中の注意のためにフタ裏等に表示する場合はシール（再剥離できないもの）も可とする。



ボトル型



トイレに流さないでください

・天面
或いは
・前面
両方でも可。
(店頭で見える面とする。)

3個パックなどのパック商品の場合



トイレに流さないでください

中身の個包装のマークが見えるのも可とする。

正面あるいは、
販売時に天面しか見えないデザイン
の場合は、天面で可能。
両方でも可能。

ダンボールなど箱入りでケース販売する商品



トイレに流さないでください

商品名が表示されている正
面に該当する部分に表示